# 補章２　中小企業憲章・条例推進運動と研究センター

中小企業家同友会全国協議会は，2003年７月の第35回定時総会（福岡）で中小企業憲章と中小企業振興基本条例の制定に取り組むことを活動方針に掲げ，中小企業憲章学習運動推進本部を設置した。07年８月からは中小企業憲章制定運動推進本部に名称を変更して，憲章学習運動から中小企業憲章制定をめざす総合的な運動に取り組んでいった*。

企業環境研究センターは，組織として直接的に中小企業憲章・条例制定運動と関わりを持ったわけではなかったが，研究センター委員として積極的に関わったメンバーは少なくない。補章２では，研究センター委員として中小企業憲章・条例制定運動に携わってきた３名が，中小企業憲章と中小企業振興基本条例について，それぞれの運動の意義と「調査研究」との関係について考察した。

## 第１節　中小企業憲章と日本の中小企業のめざす方向性

2010年６月18日，当時の菅直人政権は中小企業憲章を閣議決定として制定した。それは，2003年に中小企業家同友会全国協議会（以下，中同協と略称）が提唱し，やがて主要中小企業団体すべての賛同，与野党の諸政党の支持によって７年の歳月を経た実現であった。中小企業憲章はその後の政権によっても維持され，今日，中小企業政策は，中小企業憲章を前提に，中小企業基本法に束ねられる個別中小企業法に基づき実施されている。

本節は，この中小企業憲章の制定と制定後，その推進に取り組む中小企業憲章・中小企業振興基本条例制定・推進運動（以下，中小企業憲章を中心に考察するため，見出し以外「憲章運動」と略称）を，本号の統一課題である同友会運動における「調査研究」（「はじめに」参照）の観点から考察したものである。「憲章運動」それ自体は膨大な歴史的経緯と諸問題を含有し，重要な意義と教訓が存在するが，ここでは，「調査研究」に限定して検討する。とはいえ，以下では，まず中小企業憲章制定の意義を確認し，その上で，主題である「憲章運動」における「調査研究」を検討し，中小企業運動における「調査研究」を位置づけ，最後に，以上を踏まえて日本の中小企業の方向性を指摘する。

### １．中小企業憲章制定の意義

中小企業憲章制定の意義は以下の４点に整理することができる。

第１に，中小企業観において，中小企業の実像を「後進性」「従属性」「停滞性」等々としてのみ理解するのではなく，中小企業の意義も「先進性」「自立性」「発展性」等々の達成のみをもっ

＊中同協の取り組みについては，中同協50年史編さん委員会編『中同協50年史』（2019年）の「第７章 二十一世紀の同友会運動，新たな挑戦と飛躍 第三節 地域づくり・経営環境改善活動の取り組み 四，中小企業憲章制定運動・中小企業振興基本条例制定推進運動」（147～154頁）を参照。また，瓜田靖「中小企業憲章・条例推進運動の成果と課題 ―中同協における中小企業憲章・条例推進運動の経緯と活動の歩み―」『企業環境研究年報』第20号（2015年２月）では，2003年以前の中小企業憲章の前史，2003年～2006年を学習運動期，2007年～2009年を制定運動期，2010年～2011年を閣議決定期，2012年以降を推進普及期の５期に区分し，中同協の推進運動の特徴と課題をまとめている。

**図表補２－１－１　中同協における中小企業憲章・中小企業振興基本条例制定・推進運動の展開（〔　〕内は政府・中小企業庁等の動き）**

| | | |
|---|---|---|
| 2003年 | 7月 | 中同協第35回定時総会において中小企業憲章・中小企業振興基本条例制定運動を活動方針に掲げる。 |
| 2004年 | 7月 | 中同協第36回定時総会において中小企業憲章・中小企業振興基本条例制定をめざす大学習運動を提唱する。 |
| | 8月 | 中同協に中小企業憲章学習運動推進本部を設置する。以後10回開催される。 |
| 2005年 | 10月 | 『中小企業憲章学習ハンドブック』を発刊する。 |
| 2007年 | 8月 | 中小企業憲章学習推進本部を中小企業憲章制定推進本部に変更する。以後13回開催される。 |
| 2008年 | 5月 | 中小企業憲章ヨーロッパ視察団を派遣する。 |
| | 10月 | 中小企業憲章・草案成文化ワーキンググループ会議を開催する。以後8回開催される。 |
| | 12月 | 大阪同友会「憲章レポート」，愛知同友会「自社分析」「政策希望アンケート」の成果が明らかにされる。 |
| 2009年 | 6月 | 中小企業憲章草案（第1次案・会内討議素案）を公表する。 |
| | 9月 | 総選挙に際して4政党が中小企業憲章の制定を「マニフェスト」「公約」に掲げる。 |
| 2010年 | 2月 | 〔中小企業庁「中小企業憲章に関する研究会」を開催する。以後6回開催される。〕 |
| | 5月 | 中小企業憲章草案（第2次案）を公表する。 |
| | 6月 | 〔菅直人内閣「中小企業憲章」を閣議決定する。〕 |
| | 7月 | 中同協第35回定時総会において「中小企業憲章草案」（同友会版）を採択する。 |
| | 10月 | 『中小企業憲章学習ハンドブック』を再刊する。 |
| | 10月 | 中小企業憲章アメリカ視察団を派遣する。 |
| | 11月 | 中小企業憲章制定推進本部を中小企業憲章・条例推進本部とする。以後毎年2回開催され，今日に至る。 |
| 2011年 | 2月 | 「日本経済ビジョン検討会」を発足させる。 |
| | 6月 | 愛知同友会「中小企業憲章制定（閣議決定）1周年の集い」開催する。以後，各地同友会に同様の企画が普及する。 |
| | 10月 | 中小企業憲章・条例推進本部，東日本大震災被災地（宮城・岩手，福島）を2回にわたって視察する。 |
| 2012年 | 6月 | 6月を中小企業推進月間とし，「中小企業憲章推進月間キックオフ集会」を開催する。以後，毎年開催される。 |
| | 7月 | 中同協第35回定時総会において「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン（討議資料）」を発表する。 |
| 2013年 | 6月 | 〔小規模企業関連3法成立〕 |
| 2014年 | 2月 | 『中小企業憲章学習ハンドブック（改訂版）』を発刊する。 |
| | 6月 | 〔小規模企業振興基本法成立〕 |
| 2019年 | 6月 | 〔中小企業庁「中小企業の日」を7月20日に決定することを発表する。〕 |

出所：筆者作成。

て評価するのでもなく，両者を共に理解し，評価しながら，「地域」「伝統」「文化」「家族」に新たな価値を置いたことである。

第２に，中小企業を「経済の牽引力」「社会の主役」と位置付けたことである。すなわち，中小企業憲章は，日本経済の今後の成長は中小企業こそが「経済の牽引力」となって担いうるし，担わなければならず，そのことは中小企業が「社会の主役」となって社会のあり方をも変えうるだろうと理解するのである。

第３に，中小企業憲章の制定は，特定政党や特定政権の発案や主導ではなく，それは，「憲章運動」という長期にわたって展開されてきた中小企業運動の総体的成果として実現されていることである。その意味で，経済・産業分野の法律等の制定は何らかの社会的諸階層からの確実な要請があって初めて法律等として真に制定されると考える筆者にとっては，中小企業憲章の制定に至る過程は法律等の制定過程のあるべきかつ稀有な事例を提示している。日本の経済・社会の諸問題に対して，今日においてもなお，法的規制だけが有効であり，理念は無効とする見解が絶えないが，法的規制の有効性は理念の共感・共有においてこそ発揮されるのであって，理念の欠如は，法律の有効性を著しく減退させ，時にマイナスにまで至るのであり，その意味でも経済・産業分野における初めての憲章の制定の画期性は疑問の余地がない。

第４に，「憲章運動」それ自体は，先行した金融アセスメント法制定運動（補章１参照）の継承発展を担っていたということである。金融アセスメント法制定運動は，その基礎にあるのは中小企業金融問題であって，その今日的な課題への取組みが同運動を導いていたが，金融アセスメント法制定運動自体をもさらに進め，その課題の限定をさらに乗り越えるためにも，金融問題とその政策に止まらない，より広い展望をもつ課題に向かう方向性が必要であり，また当然の道筋であった。政策総体への，中小企業の諸困難に対する根本からの改革の課題への積

極的対応としての中小企業憲章制定運動はむしろ必然であったのである。

## ２．中小企業憲章制定・推進運動と「調査研究」

以上の意義を有する中小企業憲章は，中小企業の包括的な理念を宣言するものである。そうであるがゆえに，「憲章運動」の過程では，論議が理念をめぐる観念的な論争や抽象的な議論に傾斜することを回避し，かつまた中小企業経営の現実に根ざし，日々その現実と格闘する中小企業家の思いを引き出す作業が必要であった。そのためには，「憲章運動」のその都度の論点に適合する形で調査し，研究する「調査研究」がことのほか必要であった。

このような「憲章運動」の展開（**図表補２－１－１参照**）は，まず「憲章運動」の開始から中小企業憲章制定の実現までの第Ⅰ段階とその後今日までの第Ⅱ段階とに大別される。また，第Ⅰ段階は，「憲章運動」の開始以後の「学習運動」とされる時期とそれを踏まえた「制定運動」そのものに移行し，同運動が本格化する時期とに区分される。このような区分は，「調査研究」の展開と照応される。

「学習運動」の時期の特徴は，中小企業憲章という概念，その制定の必要性，その先駆的モデルとしての「ヨーロッパ小企業憲章」等々を学習することであった。それは同時に日本における中小企業政策，それを法的に担保する中小企業基本法や個別中小企業法を再学習する機会でもあった。この時期は「調査」というより「研究」が先行しており，中同協事務局における「ヨーロッパ小企業憲章」の中同協独自の翻訳の作成や関連文書の研究の努力とともに，「中小企業憲章学習推進本部」会議や先行する各地同友会での研究者による「講演」および会員との質疑が中心であった。そして，その成果が各地同友会あるいは会内担当部署・支部に報告された。また，これらの経験を総括する研究論文が「企業環境研究年報」等に発表された。

それゆえ，「調査研究」の本格化は，その後の「制定運動」の時期に至ってからである。すなわち，それまでの「研究」において提起されたさまざまな疑問や課題が多様な「調査」の中で解答されて行ったのである。以下，その具体例を列挙しておこう。

①「ヨーロッパ小企業憲章」の制定の背景・実態等を調査するために「ヨーロッパ視察団」が派遣され，その成果が報告記録として刊行された。

②「憲章運動」は単に制定を要請するだけでなく，自ら「憲章草案」を作成し，運動を創造的に発展させるために「中小企業憲章・草案成文化ワーキンググループ会議」を立ち上げ，草案自体を会員の自主性に基づき「案」として作成し，会内に公開し，全国の会員の意見を「アンケート」等を通じて広く求めたのである。それらの際の膨大な資料は「自主・民主・連帯」を掲げる団体の確かな証左としてある。

③同友会運動においては，さまざまな課題が自社の経営とどのような関係があるかを考察することの重要性の強調は周知であるが，「憲章運動」の場合も当然に課題になった。大阪同友会は会員による「憲章レポート」の作成・集約・分析・活用を創案した。2008年12月の時点で550件をも回収した。また，愛知同友会は同様の「自社分析」を，「政策要望アンケート」とともに提起した。

④上記の「憲章運動」に関わる諸論文が『中小企業憲章学習ハンドブック』に収められ，刊行された。

⑤以上の諸項目の背景になった注目すべき活動として，会員による「語り部」活動や「私と中小企業憲章」の機関紙等での公表があったが，筆者は各地同友会での「公開例会」を指摘したい。そこでは，会員とともに地域の中小企業経営者，行政職員，金融機関行員，他

団体会員，地方議会議員等の参加と討論が見られた。「憲章運動」の真の力強さを感じさせるその基盤であった。

以上のような多面的な「調査研究」とその公表は，「憲章運動」を支えると同時に中小企業憲章の制定が政治日程に上るにつれて，中同協・各地同友会と同友会運動に対する政府・地方自治体や社会の各方面からの信頼の醸成と獲得に貢献した。

さらに，中小企業憲章の制定後の第Ⅱ段階において，「憲章運動」は制定の達成に満足することなく，「憲章運動」のさらなる前進と中小企業憲章それ自体の推進のために，中小企業憲章の制定の成果を中小企業政策と個々の中小企業経営に役立てるための努力を追求した。そのために「調査研究」をさらに追求する必要があった。その事例を先と同様に列挙しよう。

①中小企業憲章を中小企業政策にどのように生かすかについて，ヨーロッパ諸国とは異なる充実した展開を示すアメリカの中小企業政策を調査するために，中小企業憲章の制定直後の2010年10月にアメリカ視察団を派遣した。この時の視察成果も種々に発表された。

②中小企業憲章の制定は日本経済における中小企業の役割の抜本的な変革を求めるとの認識から，その具体的ビジョンを策定することが求められた。そのため，2011年２月に「日本経済ビジョン検討会」が設けられ，「日本経済ビジョン」の策定に取り組むことになった。この場合にも，検討会での結果を「案」として会内に公表し，アンケート等での意見が集約され，議論が交わされた。その成果は，早くも2012年７月の中同協第44回定時総会に「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン（討議資料）」として発表された。このような「日本経済ビジョン」の策定の努力は，各地の中小企業振興基本条例における「前文」や各地同友会の「10年ビジョン」等の策定と連動し，また，地域経済の振興のための「地域経済ビジョン」の策定に役立つことが期待された。

③2011年３月の東日本大震災の発生に際しては，「中小企業憲章・条例推進本部」としてもその被災地３県に２回に分けて視察を実施し，中小企業憲章の意義を改めて検討する機会とした。

④愛知同友会は2011年６月に「中小企業憲章制定（閣議決定）１周年の集い」を開催し，制定の成果を検証した。同様の企画は各地同友会に普及した。そして，2012年から６月を中小企業推進月間とし，中同協による「中小企業憲章推進月間キックオフ集会」が開催され，上述してきた種々の「調査研究」の成果を基礎に議論された。以後毎年開催されている。

## ３．中小企業憲章制定・推進運動の教訓と日本の中小企業のめざす方向性

「憲章運動」における「調査研究」の意義は，その教訓をもまた明らかにしている。「憲章運動」推進の役割を担ったのは，当然に「中小企業憲章・条例推進本部」であった。中小企業憲章という課題の「調査研究」は，個別の法律や個別の政策のようにそれぞれの専門家に依拠するという訳にはいかなかった。また，学問的にも中小企業憲章の対象たる中小企業の総体の把握についての明確な方法は欠いていた。さらに，「調査研究」の実務も事務局員や役員・会員自身が兼務的に担わなければならなかった。加えて，上記の「中小企業憲章・条例推進本部」の議論は，かなり「奔放」であったため，「調査研究」に対する要請ばかりが拡大し，その成果を十分に検討し，練り上げることができず，説得的な資料の提示において不十分であった。それゆえ，今後のためにも，この間の「憲章運動」における「調査研究」の資料が整理・保存され，「憲章運動」とその研究に提供されることが期待される。

また，上のような「調査研究」の状況に対して，「企業環境研究センター」との連携も不足していたと言わなければならない。この点における個々の問題点の検討も必要であるが，「DOR」に代表される恒常的な「調査研究」と「憲章運動」のような中長期的な課題の「調査研究」のそれぞれにおける研究者の協力を確保し，整序することは同友会運動全体の今後の課題となろう。

同時に，筆者の見るところ，社会科学的な研究環境は，言論・表現の自由の問題の深刻な問題状況が一般的に存在するとともに，情報通信手段の発展，公共的知的施設の発展，調査研究結果の公開性などの側面ではかなり前進的であるとも考えられる。したがって，会員・事務局員の一人ひとりの立場から，絶えざる学ぶ努力から生まれる報酬は大きいものになっている。

このような研究的・知的環境の相対的な向上は，中小企業の経営と労働に有効に機能する可能性を高めていると筆者は考える。そして，「憲章運動」における「調査研究」の経験は，同友会運動全体にとっても，個々の中小企業経営にとっても，そのような可能性を確証するものになっていると思われる。言い換えれば，中小企業憲章が日本の中小企業の方向性を示しているとすれば，中小企業における多様な「調査研究」の能力の向上こそ，その方向性の確実な基盤となるであろうし，ならなければならない。

（大林弘道・神奈川大学名誉教授）

**参考文献**

大林弘道「中小企業運動論・序説」（『企業環境研究年報第５号』中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター，2000年所収）
大林弘道「戦後日本の経済団体と中小企業運動」（『企業環境研究年報第６号』中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター，2001年所収）
大林弘道「中小企業基本法の制定・改正と中小企業運動」（『企業環境研究年報第８号』中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター，2003年所収）
大林弘道「中小企業憲章制定運動の可能性」（『企業環境研究年報第10号』中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター，2005年所収）
大林弘道「中小企業憲章制定運動と「自社分析」[1]」（『企業環境研究年報第11号』中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター，2006年所収）
大林弘道「中小企業の現状と中小企業憲章の制定～中小企業憲章制定運動と「自社分析」[2]」（『企業環境研究年報第13号』中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター，2008年所収）
大林弘道「中小企業憲章制定運動をめぐる諸論点」（『企業環境研究年報第14号』中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター，2009年所収）
中小企業家同友会全国協議会『中同協30年史　時代を創る企業たちの歩み』（同協議会，1999年）
中小企業家同友会全国協議会『中小企業憲章学習ハンドブック』（同協議会，2005年）
中小企業家同友会全国協議会『THINK　SMALL FIRST 中小企業憲章ヨーロッパ視察報告』（同協議会，2008年）